

3月下旬頃

平成25年7月

～12月診療分

『医療費のお知らせ』を配布します

医療費適正化対策の一環として「医療費のお知らせ」を配布いたします。

今回配布いたします「医療費のお知らせ」は、平成25年7月から12月までの間に組合員と被扶養者の皆様が医療機関等を受診した際の医療費についてお知らせするものです。

実際に医療機関等を受診された際にかかっている医療費等をご確認いただき、今後も適正な受診を心がけてくださいますようお願いいたします。

また、共済組合が医療機関等へ支払う医療費は皆様からお預かりする掛金・負担金が基となっています。ジェネリック医薬品を積極的に利用するなど医療費の削減にご協力をお願いします。

次回の「医療費のお知らせ」は平成26年9月に配布を予定しています。

医療費のお知らせ

受診者氏名	診療年月	日数	診療区分・給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	自己負担額	家族療養費 附加金等	高額療養費	支給済額
共済 太郎	25:7	10	医科入院	300000	210000		90000	55400	9570	64970
共済 花子	25:12	3	医科入院外	8000	5600		2400			0
					①		②	③	④	
合		計		308000	215600		92400	55400	9570	64970

① 法定給付費額	医療費総額のうち共済組合が医療機関等に支払った金額。(通常は医療費総額の7割。) また、限度額適用認定証を使用した場合は高額療養費の金額も含まれます。
② 自己負担額	受診者の自己負担額(窓口負担額)。
③ 家族療養費 附加金等	自己負担額から基礎控除額25,000円*を控除した額。ただし、基礎控除額控除後の金額が千円未満の場合は不支給、100円未満の端数切捨て。 ※給料月額424,000円(特別職:530,000円)以上の上位所得者は、33,000円。
④ 高額療養費	自己負担額から以下の計算式により算出した自己負担限度額を控除した額。 ① 一般: 給料月額424,000円(特別職530,000円)未満 自己負担限度額 = 80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1% ② 上位所得者: 給料月額424,000円(特別職530,000円)以上 自己負担限度額 = 150,000円 + (医療費総額 - 500,000円) × 1%